

第3部 基本計画

基本計画

- (1) 後期基本計画について 30
- (2) 第2次紀の川市長期総合計画後期基本計画体系表 31
- (3) 長期総合計画とSDGsの一体的な推進 32
- (4) 基本施策の見方 34

第1章 安全・安心 37～55

第2章 子育て・教育 57～73

第3章 産業・交流 75～87

第4章 都市基盤・生活環境 89～105

第5章 地域づくり・行政経営 107～123

基本計画

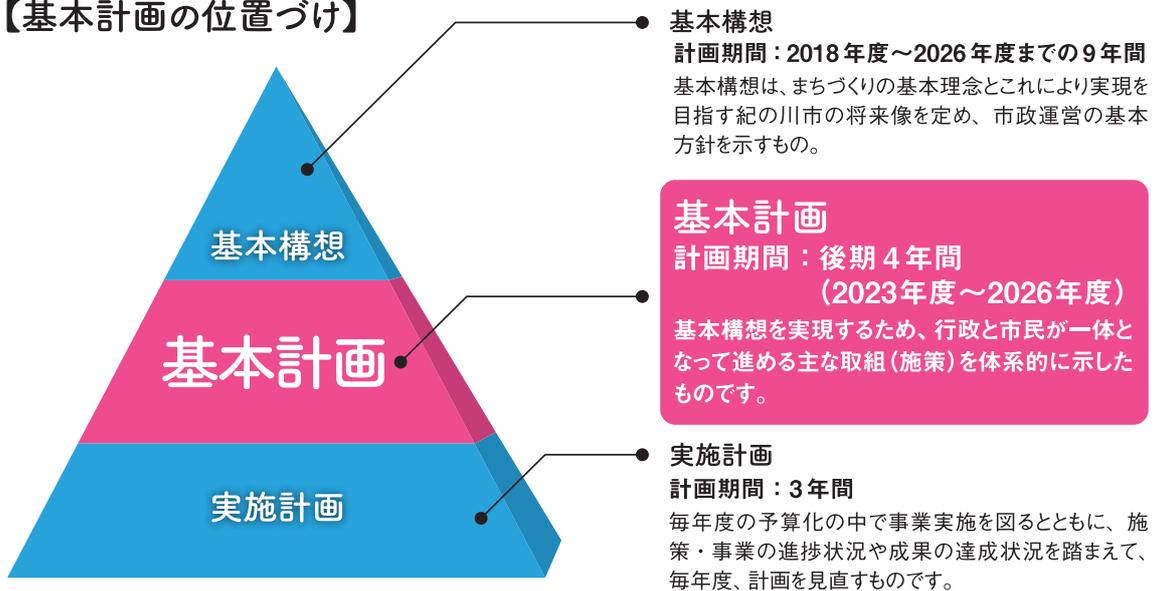
(1) 後期基本計画について

後期基本計画は、2023(令和5)年度から2026(令和8)年度までの4年間の計画期間とし、15の施策、39の基本施策で構成しています。市民の皆さまにより分かりやすく、具体的な内容をお伝えするため、39の基本施策ごとに「目指す姿」「成果指標」「主な取組方針」などを示しています。

市の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」を実現するため、基本構想で定める5つのまちづくりの目標のもとに15の施策、39の基本施策を展開します。

施策体系は「第2次紀の川市長期総合計画後期基本計画体系表」のとおりです。

【基本計画の位置づけ】



【基本施策の内容】

市民の皆さまにより分かりやすく、施策方針を伝えるため、次の内容を明示しています。

関係課	基本施策の取組に大きく関わる担当課を記載
目指す姿	基本施策の方向性を簡潔に記載
成果指標	市民の皆さまにどのような影響を与えるか(成果)という視点から目標値を設定
現状	基本施策を取り巻く環境を記載
これまでの主な取組	前期計画の期間[2018(平成30)年度～2022(令和4)年度]に取り組んだ内容を記載
関連する個別計画	当該基本施策の方針をより具体的に示している個別計画を記載
課題	優先的に解決すべき主な課題を記載
主な取組方針	今後4年間に優先的に実施する取組、主要な取組を記載
協働 (市民の皆さまに 取り組んでほしいこと)	自主的に市民や地域の皆さまに行動してほしいことを記載
SDGsアイコン	当該施策と関連のあるSDGsの目標を記載

※実際の基本施策ページの見方については、「基本施策の見方」をご覧ください。

(2) 第2次紀の川市長期総合計画後期基本計画体系表

政策目標	施策目標	基本施策
1 安全安心	1 防災防犯	1 地域防災力の向上
		2 効率的で効果的な消防体制の整備
		3 災害に強いまちの形成
		4 防犯・交通安全対策の推進
	2 健康医療	1 健康づくりと疾病予防
		2 地域医療体制・医療保険制度の充実
	3 福祉	1 地域福祉の推進
		2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進
		3 障害者の自立支援
2 子育て教育	1 子育て環境 保育サービス	1 子育て環境・体制の整備、支援
		2 保育環境の充実
		3 家庭と地域による子供の健全育成の推進
	2 学校教育	1 学校教育環境の充実
		2 子供の力をのばす教育
	3 生涯学習 生涯スポーツ	1 生涯学習の推進
		2 歴史資産の保護・活用
		3 スポーツの振興と環境の充実
	3 産業交流	1 農業振興 産業振興
2 均衡の取れた農村や農地の整備		
3 商工業の振興		
2 雇用 就労		1 就労支援の充実と雇用創出の振興
		1 観光資源を発掘・活用した観光振興
3 観光交流		2 国際交流・多文化共生の推進
4 都市基盤生活環境	1 都市基盤整備 公共交通	1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備
		2 道路や橋梁などまちの基盤整備
		3 公共交通ネットワークの充実
	2 生活環境 環境保全 循環型社会	1 快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進
		2 ごみや資源物の効率的な収集・処理
		3 適切な生活排水対策の推進
		4 水道水の安定的な供給
	3 自然環境	1 豊かな自然環境の保全
		1 人権が尊重された差別のない社会の実現
5 地域づくり行政経営	1 人権尊重	1 人権が尊重された差別のない社会の実現
		1 地域コミュニティの充実と協働の推進
	2 地域自治 コミュニティ 地域振興	2 地域の活性化と移住・定住環境の充実
		1 デジタル化の推進
	3 市民サービスの向上 財政運営 行政経営 職員育成	2 市政情報の発信と市政参加の促進
		3 健全な財政運営の確立
		4 将来を見据えた行政経営の推進
		5 職員の育成と職場環境の充実
		5 職員の育成と職場環境の充実

(3) 長期総合計画とSDGsの一体的な推進

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っており、国においても積極的に取り組まれています。

政策目標	施策目標	基本施策	SDGs				
			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
1 安全・安心	1 防災防犯	1 地域防災力の向上					
		2 効率的で効果的な消防体制の整備					
		3 災害に強いまちの形成					
		4 防犯・交通安全対策の推進			●		
	2 健康医療	1 健康づくりと疾病予防			●		
		2 地域医療体制・医療保険制度の充実			●		
	3 福祉	1 地域福祉の推進	●		●		
		2 高齢者へのサービス充実と健康づくりの推進			●		
		3 障害者の自立支援			●		
2 子育て・教育	1 子育て環境 保育サービス	1 子育て環境・体制の整備、支援	●		●	●	●
		2 保育環境の充実			●	●	●
		3 家庭と地域による子供の健全育成の推進				●	
	2 学校教育	1 学校教育環境の充実				●	
		2 子供の力をのばす教育				●	
	3 生涯学習 生涯スポーツ	1 生涯学習の推進				●	
		2 歴史資産の保護・活用				●	
		3 スポーツの振興と環境の充実			●		
	3 産業・交流	1 農業振興 産業振興	1 地域の特性を生かした農業振興		●		
2 均衡の取れた農村や農地の整備				●			
3 商工業の振興							
2 雇用 就労		1 就労支援の充実と雇用創出の振興					
		3 観光交流	1 観光資源を発掘・活用した観光振興				
2 国際交流・多文化共生の推進							
4 都市基盤・生活環境	1 都市基盤整備 公共交通	1 土地の有効利用と住みよい都市環境の整備					
		2 道路や橋梁などまちの基盤整備					
		3 公共交通ネットワークの充実					
	2 生活環境 環境保全 循環型社会	1 快適な生活環境の維持と地球温暖化対策の推進			●		
		2 ごみや資源物の効率的な収集・処理					
		3 適切な生活排水対策の推進					
		4 水道水の安定的な供給					
	3 自然環境	1 豊かな自然環境の保全					
5 地域づくり・行政経営	1 人権尊重	1 人権が尊重された差別のない社会の実現				●	●
	2 地域自治 コミュニティ 地域振興	1 地域コミュニティの充実と協働の推進					
		2 地域の活性化と移住・定住環境の充実					
	3 市民サービスの向上	1 デジタル化の推進					
		2 市政情報の発信と市政参加の促進					
		3 健全な財政運営の確立					
		4 将来を見据えた行政経営の推進					
		5 職員の育成と職場環境の充実				●	●

(4) 基本施策の見方

政策 - 施策 - 基本施策からなる
施策番号となっています。

この基本施策に関わりの大きい
担当課を記載しています。

1-1-1

関係課：危機管理消防課

地域防災力の向上

目指す姿

4年後の施策の目指す姿を記載しています。

た災害に強いまちを
目指します。

第1章 安心して健やかに暮らせるまち
〜ともに支え合おう〜

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
自主防災組織率 (世帯割)	全世帯に占める自主防災組織が既に設置されている自治会に所属する世帯数の割合で、地域防災力が向上しているかを測る指標	88.1% (2021年)	100.0%
自主防災組織 参加している			100%
家具固定を行 市民の割合			100%
水や食糧などを備蓄して いる市民の割合	日分程度の備蓄をしている」と回答した市民の割合で、市民の自助の取組状況を測る指標	52.0%	70.0%

この施策の成果を測る指標を記載しています。左から
指標の名前、指標の説明、2022(令和4)年の指標の
現状値、2026(令和8)年の目標値を設定しています。

現状

この施策を取り巻く社会環境や制度の変化などの
現状をまとめて記載しています。

1-1-1 地域防災力の向上

これまでの
主な取組

前期基本計画の期間 [2018(平成30)年度から 2022(令和4)年度] に取り組んだ主な内容を記載しています。

関連する
個別計画

施策を推進させるためのより具体的な取組内容を
記載した個別計画を記載しています。

用語説明

※1 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民などを災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させまたは災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させることを目的とした、市町村が指定する施設。

※2 災害対策本部

災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために設置される組織。災害に関する情報の収集、災害予防と災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針作成と方針に沿った対策を実施する。

この施策の達成に向けた取組と関連のあるSDGsの目標をアイコンで表しています。



課題

- 市民の防災意識の向上と災害対策を促進する必要があります。
- 自主防災組織の活性化や自主運営を目指すための研修支援などを行います。
- 避難所における良好で安全な生活環境の確保を目指した整備に取り組みます。
- 視覚や聴覚などに障害のある方や情報の入手が困難な人が確実に情報を収集できるよう支援を引き続き実施します。
- 誰もが確実に防災や災害の情報を入手できるように伝達手段の充実が必要です。

この施策が抱える優先的に解決すべき課題を記載しています。

主な取組方針

方針1 防災意識の啓発、普及

- 各家庭における水・食料などの基本的な備蓄や家具固定などの災害対策を啓発します。
- 定期的にハザードマップを更新し、市民に対して防災情報の収集手段や各地区の危険箇所、避難所までの安全なルートの確認を促します。
- 自主防災組織の必要性を引き続き周知・啓発するとともに、未設置自治会に対しては設立を支援します。また、自主防災組織の活性化や自主運営を目指すための研修支援などを行います。

目指す姿や成果指標の達成を実現するため、具体的にどのような取組を進めるのかを記載しています。

主な取組に絞って記載しているため、主要なものや、後期基本計画期間内に優先的に取り組む内容を記載しています。

方針2 防災施設

- 自主防災組織が地域の実情に応じて防災倉庫や資機材などを購入できるよう、補助制度による支援を行います。
- 災害想定に応じた備蓄食料の確保や資機材の整備を計画的に進めるとともに、それらを保管する拠点の整備を進めます。
- 避難所における良好で安全な生活環境の確保を目指した整備に取り組みます。
- 視覚や聴覚などに障害のある方や情報の入手が困難な人が確実に情報を収集できるよう支援を引き続き実施します。

方針3 行政の防災対応力の強化

- 災害対策本部の立ち上げや避難所運営訓練を実施するとともに、各種マニュアルの検証を行い、随時、更新します。
- 災害時における人的・物的応援の受入れを円滑に行うことができる受援体制を構築します。
- 災害対策や復旧を円滑に行うためのシステム構築を進めます。
- 災害時における人的・物的支援を確保するため、民間企業などとの災害協定の締結を推進します。

協働

- 市民の皆さまに協力していただきたい取組を記載しています。
- 地域の

第1章 安心して健やかに暮らせるまち ～ともに支え合おう～

①①① 地域防災力の向上